

保護者各位

向日市福祉事務所長

**転園申込書の提出について**

令和6年度も引き続き保育を必要とする状態が継続し、保育所の転園を希望される場合は、転園申込書等の提出が必要となります。

つきましては、下記の書類を期日までに提出していただきますようお願いいたします。

保育所の状況等により転園のご希望に添えない場合は、現在の保育所に引き続き通園していただくことになります。  
(小規模保育事業所・さくらキッズ保育園からの卒園児童を除く。)

転園先への入所が決定した場合には、元の保育所へも新規入所者を案内するため、辞退することや、転園後に元の保育所に戻ることはできませんので、ご注意ください。

**<小規模保育事業所・さくらキッズ保育園からの転園について>**

3歳児以降も引き続き他の認可施設において保育を希望する場合は、期日までに必ず提出してください。

(留意事項)

転園希望施設は、できる限り多くご記入ください。

新規申請者とあわせて、優先順位の高い児童から入所の決定を行います。

**<4月継続・転園申請>**

- ① **提出期限** 令和5年11月17日(金)
  - ② **提出場所** 現在在園している保育所(園)
  - ③ **提出書類** 確認リストをご覧ください。  
(全員) 転園申込書(レモン色)、健康調査票と保育を必要とする証明書  
(児童一人につき、父母それぞれの証明書が必要です。)
- (該当者のみ)
- ・口座振替依頼書：対象者のみ、転園決定後に依頼します。
  - ・同居している家族の中に、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けておられる方、特別児童扶養手当や国民年金の障害基礎年金の受給対象者がおられる場合は、手帳若しくは受給者証の写し

・調整結果：令和6年1月下旬に文書で送付

※保育料等の決定通知については、4月中旬ごろに利用施設を通して送付します。

**<5月以降転園申請>**

- ① **提出期限** 転園希望月の前月15日(土日祝の場合は直前の開庁日)
- ② **提出場所** 向日市役所 東向日別館4階 子育て支援課
- ③ **提出書類** 確認リストをご確認ください。
- ④ **調整結果** 毎月20日ごろ(土日祝の場合は直後の開庁日)に調整を行い、転園決定者のみに電話で連絡

## 申込時の提出物確認リスト

| 全員が提出（児童1人につき1枚が必要です）    |             |
|--------------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 転園申込書（レモン色） |
| <input type="checkbox"/> | 健康調査票       |

| 父・母それぞれが該当する事由の必要書類を提出 指定様式で、父親・母親いずれも証明が必要です<br>※申請児童が2人以上いる場合は、原本は年齢が下の児童に添付し、他の児童はコピーを添付してください。 |                          |                           |  |
|--|--------------------------|---------------------------|--|
| 父  | 母                        | 保育が必要な事由（要件）              | 必要書類   |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="checkbox"/> | (1) 就労<br>主に法人が営む事業に従事する者 | ・就労証明書（様式3）  |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="checkbox"/> | 上記以外<br>（個人事業主等）          | ・就労証明書（様式3） ・スケジュール申告書（様式4）<br>・開業届の写し及び確定申告の控えの写し等<br>※10頁及び11頁「調整指数表」項番3を参照してください。 |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="checkbox"/> | 農業・内職                     | ・就労証明書（様式3） ・スケジュール申告書（様式4）  |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="checkbox"/> | (2) 妊娠・出産                 | ・出産予定日、保護者名の記載された母子手帳のページの写し   |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="checkbox"/> | (3) 保護者の疾病・障がい            | <疾病><br>・診断書（様式5）<br><障がい><br>・保護者氏名、等級、有効期限の記載された手帳等のページの写し                         |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="checkbox"/> | (4) 同居親族の介護・看護            | ・介護・看護の必要性が分かる診断書（様式5）又は要介護認定手帳の写し<br>・スケジュール申告書（様式4）                                |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="checkbox"/> | (5) 災害復旧                  | ・り災証明書   |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="checkbox"/> | (6) 虐待やDVのおそれがある          | ・警察署等のDV証明   |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="checkbox"/> | (7) 就学                    | ・通学期間が分かる書類（例：在学証明書、学生証の写し 等）<br>・1日の就学時間が分かる書類（例：時間割、スケジュール申告書（様式4））                |
| <input type="checkbox"/>   | <input type="checkbox"/> | (8) 育児休業中の継続              | ・就労証明書（様式3）  |

※ その他、「向日市保育施設利用調整基準（10頁以降参照）」に該当する加点要素がある場合、記載のある必要書類消えるペンで記載された書類は、受け付けできません。

## 在園している児童の兄弟姉妹の新規入所申込みについて

在園している児童の兄弟姉妹の新規保育所入所を希望される方は、下記のとおり申込みをしてください。

<4月新規入所申請>

- ① 提出期間 令和5年11月13日（月）～16日（木） ※予約は不要です。
- ② 配布場所 兄弟姉妹が在園している保育所等又は向日市役所東向日別館4階子育て支援課
- ③ 提出場所 向日市役所 東向日別館4階 子育て支援課
- ④ 提出書類 「令和6年度保育所等入所申込みのしおり」に記載されている必要書類一式

## 保育の必要量について

\* 保育短時間認定・・・月曜日から土曜日までの、最長8時間です。

\* 保育標準時間認定・・・月曜日から土曜日までの、最長1.1時間です。

※なお、「保育短時間認定」、「保育標準時間認定」のいずれかに関わらず、原則として保育を受けることができるのは、就労等で保育が必要な時間・曜日のみとなります。常に8時間又は1.1時間の利用ができる訳ではありません。

※保育を必要とする事由に該当しない日については、家庭保育をお願いします。

| 保育が必要な事由（要件）             | 保育必要量の区分                   |                            | 認定期間                           |
|--------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------|
|                          | 保育短時間                      | 保育標準時間                     |                                |
| (1) 就労 ※1<br>(1か月64時間以上) | ●<br>※就労時間、通勤時間、送迎時間等により決定 | ●<br>※就労時間、通勤時間、送迎時間等により決定 | 2号：小学校就学前まで<br>3号：満3歳に達する前々日まで |
| (2) 妊娠・出産                | ●<br>※保護者の希望により可           | ●                          | 出産予定日の前後2ヶ月<br>(最大5ヶ月間)        |
| (3) 保護者の疾病・障がい ※2        | ●<br>※通院の場合（原則）            | ●                          | 必要がなくなるまでの期間                   |
| (4) 同居親族の介護・看護           | ●<br>※保護者の希望により可           | ●                          |                                |
| (5) 災害復旧                 |                            |                            |                                |
| (6) 虐待やDVのおそれがあること       |                            |                            |                                |
| (7) 求職活動 ※3              | ●                          | —                          | 離職日又は入所日から3ヶ月                  |
| (8) 就学                   | ●                          | ●                          | 卒業又は修了まで                       |
| (9) 育児休業<br>(継続児のみ)      | ●                          | —                          | 育児休業の対象となる児童が満2歳に達する月の月末まで     |

※1 1か月64時間未満の就労をされている場合、就労要件には該当しません。

育児休業・産後休暇明けでの入所申請の場合、入所した月のうちに元の職場に復職できるよう、職場と調整した上で申請してください。復職後、復職を確認する書類を提出いただきます。

(例：4月1日利用開始の方は、4月中に育児休業を終了し、復職していないと利用解除となります。又、保育料とは別に要した費用を負担いただきます。)

就労先が複数ある場合には、各々の事業所による就労証明書が必要です。

※2 認定期間が終了するまでに、保育を必要とする事由を証明する書類の提出がなければ、継続利用はできません。

(例：疾病要件であれば診断書に記載された期間、障がい要件であれば手帳の有効期限)

※3 認定期間が終了するまでに、他の保育を必要とする事由を証明する書類の提出がなければ、継続利用はできません。  
保育所等に入所中の場合、原則として年度内1回限りの認定です。

### 提出時の注意事項

・転園を希望された場合は、申込書に記載されている希望施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所等）の中で利用調整を行い、入所可能な施設に入所していただきます。

申込み順ではなく、保育の必要性認定・指数（優先順位）の高い児童から入所の決定をします。

・保護者の育児休業中に保育所を継続利用されており、今後も育児休業を継続される方は、転園申請はできません。

ただし、小規模保育事業所・さくらキッズ保育園からの卒園児を除く。

・向日市外へ転出されると、申請は取下げとなります。

## 提出後の注意事項

- ・転園希望を取り下げる場合は、子育て支援課まで連絡の上「保育所等転園申込取下届」を提出してください。
- ・入所承諾した場合でも、申請、内容の虚偽及び記入内容が事実と違う場合は退所（保育の実施解除）となります。
- ・利用申込中に保護者の認定事由に変更があった場合は、保育の必要性を認定する指数が変更となる可能性がありますので、速やかに子育て支援課へ変更後の書類を提出してください。（児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、保護者が育児休業を取得する場合等）

### (例) 保護者の申込み要件が変更となった場合

→速やかに新たな要件に係る必要書類を提出してください。

### 家庭で保育ができるようになった場合

→家庭で保育ができる場合は、調整対象外です。「保育所等入所申込取下届」を提出してください。

### 保護者の就労時間や勤務先が変わった場合

→変更後の内容の就労証明書を提出してください。

勤務時間が変更となる場合は、再度点数化を行います。変更後の点数の反映は、変更書類の提出締切日と同様のスケジュールで行います。

### 保護者が出産する場合

→出産予定日・保護者氏名の記載された母子手帳のページの写しを提出してください。

（妊娠・出産要件は、出産予定日の前後2か月間です。）

### 保護者が退職する場合

→退職し、自宅で保育できるようになった場合には、「保育所等入所申込取下届」を提出してください。

求職活動のため、求職活動要件で調整を希望される場合には、「求職活動申立書」を提出してください。

### 育児休業をこれから取得する場合

→育児休業取得期間中は、新規入所の調整対象外です。「保育所等入所申込取下届」を提出してください。

育児休業中の方は、児童が入所する月中に育児休業を終了し、復職される場合のみ申込みが可能です。

### 世帯構成が変わる場合

→基本指数表による指数が変更となる場合や、保育料が減免となる場合がありますので、ご連絡ください。

### 転出する場合

→住民票がある市町村での申請となりますので、「保育所等入所申込取下届」を提出してください。

### 向日市内で転居する場合

→書類送付先を変更しますので、ご連絡ください。

- ・4月転園調整における変更書類、不足書類の最終提出締切日は、令和5年11月24日（金）です。  
令和5年11月24日（金）までに書類が揃わなければ、調整できません。それ以降に提出された書類は、2次調整又は5月調整への反映とさせていただきます。（ただし、2次調整は、保留となった方のみが対象です。）
- ・年度途中入所における変更書類、不足書類は、前月15日（土日祝の場合は直前の開庁日）までに提出された場合、翌月の調整から反映できます。
- ・転園児童もならし保育を実施することがありますので、詳細は各施設にご確認及びご相談ください。
- ・入所可能な園（入所枠のある園）については、提出期限後に各園と調整を実施し、直前になり、枠が空いたり・なく

なることもあるため、お伝えしておりません。

## 保育料等について

保育料は、世帯の市民税額を基本として、児童の支給認定区分、兄弟姉妹の状況等に応じて国が定める水準を上限に、市が決定します。

保育料は、4月～8月分は令和5年度の市民税額、9月～翌3月分は令和6年度の市民税額を基に決定します。

※ 税情報が未申告の方は、利用料が最高階層（最高額）となります。

税情報が確認できない（未申告の）方は、税の申告をしていただく必要があります。

※ 市民税額に変更があった場合、保育料が変更になる場合がありますので、速やかにお知らせください。

※ 住宅借入金等特別控除・寄附控除・配当控除・外国税控除等の税額控除は適用しません。

控除前の市民税額で保育料を決定します。

※ 国外からの転入の場合など、国外での収入を基に税額を計算することがあります。

※ 保護者のいずれかが配偶者控除を受けていない場合、市民税額は合算になります。

### <保育料の納付方法>

① 公立保育所、民間保育園

市が徴収を行います。

保育所保護者負担金兼副食費口座振替納入依頼書（指定様式）に記入いただいた口座で口座振替を行います。

引き落とし日は毎月月末です。残高不足等により口座振替が出来なかった場合は、翌月20日に再振替を行います。（ゆうちょ銀行を除く。）

② 認定こども園、小規模保育事業所

各園が徴収を行います。納付方法や納付期日については、各園にお問い合わせください。

### <副食費の納付方法>

① 公立保育所

市が徴収を行います。

② 民間保育園、認定こども園

各園が徴収を行います。納付方法や納付期日については、各園にお問い合わせください。

※いすれの施設についても、納期限までに納付がない場合は、督促や催告をし、その指定期日までになお納付がない場合には、保育所等や自宅を訪問すること、法律の規定に基づく滞納処分として財産差押をすること等があります。

### <保育料の減免措置について>

※国や府の制度改正に伴い、下記の減免制度は変更になることがありますので、ご了承ください。

・保育所等へ入所されている児童の兄弟姉妹（未就学児童に限ります。）が、以下のいずれかの施設に通園されている場合は、その児童も含め、保育料を算定します。

第2子は向日市保育料徴収基準額表の半額、第3子以降は0円です。所得制限はありません。

対象：未就学児の兄弟姉妹が、1.認可保育所、幼稚園に在籍している場合

→減免申請は不要です。

2.事業所内保育施設、企業主導型保育施設、障害児通所施設に在籍している場合

→減免申請が必要です（詳細はお問い合わせください）。

- ・市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯  
：第1子の児童の年齢にかかわらず、第2子は保育料徴収基準額表の金額の半額、第3子以降は無料です。
- ・市民税所得割額が77,101円未満のひとり親家庭、障がいのある方（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者）のいる家庭  
：第1子は保育料徴収基準額表の半額（上限9,000円）、第2子以降は第1子の年齢にかかわらず無料です。
- ・市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯で、18歳未満の児童が3人以上いる第3子以降の児童  
：保育料は無料です。

#### <ひとり親家庭の保育料決定方法>

- ・保育料算定に用いる基準年におけるひとり親の収入を確認し、100万円以下の場合には、同居されている親族の収入を高い方から順に100万円以上になるまで合算し、保育料を算定します。

#### <幼児教育保育無償化について>

- ・3歳児クラスから5歳児クラスまでを利用される児童の保育料は無償化されています。
- ・実費として徴収されている給食費、行事費、布団代、延長保育料などは無償化対象外です。
- ・給食費（主食費（ごはん・パン）・副食費（おかず・おやつ））については、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用です。そのため、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。
- ・負担軽減のため、年収360万円未満世帯（目安）や、第3子以降（所得制限があります。）については、副食費の支払いが免除されています。

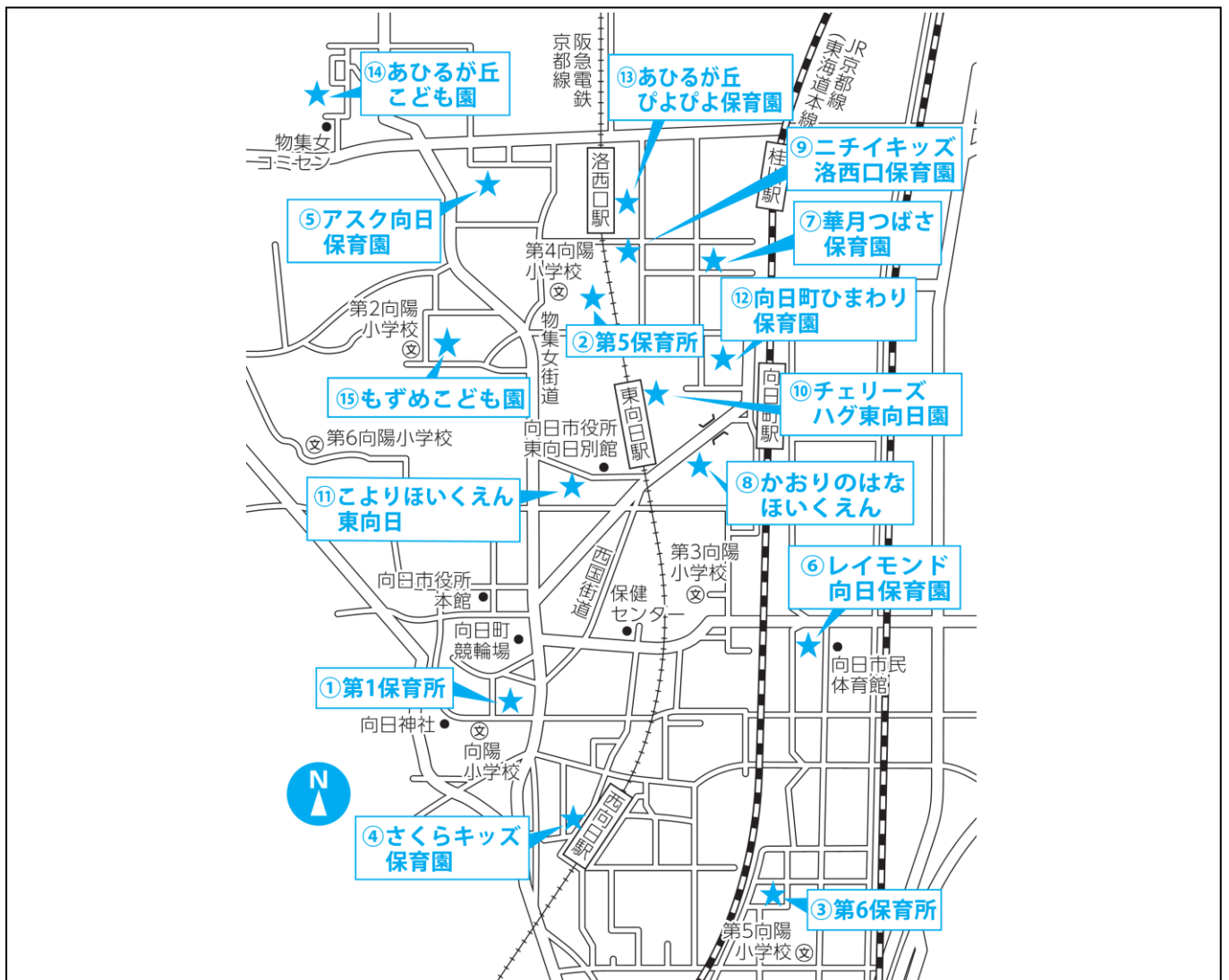
#### \* その他

- ・保育料や副食費については、同居している家族に、要介護認定、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けておられる方又は特別児童扶養手当や国民年金の障害基礎年金の受給対象者がおられる場合は、手帳又は受給者証等の写しの提出により、減免となる場合があります。

#### **在園中の注意事項**

- ・保育が必要な事由等に変更があった場合は、速やかに入所施設にご連絡いただき、変更等が生じる前月20日までに必要書類を提出してください。
- ・保護者の求職活動、出産、育児休業等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間が定められます。認定期間中の指定の期日までに認定事由に変更がなかった場合は、認定期間の満了日の属する月末日をもって退所とします。
- ・児童又は保護者が向日市外に転出された場合、異動月の月末で退所（保育の実施解除）となります。

保育所等 一覧表 (令和5年8月現在)



| 種別       | No. | 名称          | 所在地                        | 電話番号     | 定員  | 入所可能月齢       |
|----------|-----|-------------|----------------------------|----------|-----|--------------|
| 公立保育所    | ①   | 第1保育所       | 向日町北山21番地                  | 921-4416 | 230 | 生後57日目～就学前   |
|          | ②   | 第5保育所       | 寺戸町三ノ坪14番地                 | 932-1819 | 120 | 生後57日目～就学前   |
|          | ③   | 第6保育所       | 上植野町地田5番地の3                | 933-1212 | 150 | 生後57日目～就学前   |
| 民間保育園    | ④   | さくらキッズ保育園   | 上植野町南開60番地の1               | 933-0200 | 30  | 生後57日目～2歳児まで |
|          | ⑤   | アスク向日保育園    | 物集女町森ノ下1番地の1               | 935-5533 | 110 | 生後57日目～就学前   |
|          | ⑥   | レイモンド向日保育園  | 森本町石田13番地の3                | 874-6083 | 180 | 生後57日目～就学前   |
|          | ⑦   | 華月つばさ保育園    | 寺戸町寺田1番地の8                 | 924-0283 | 120 | 生後5ヶ月～就学前    |
| 小規模保育事業所 | ⑧   | かおりのはなほいくえん | 寺戸町東田中瀬12番地の2              | 931-7070 | 100 | 生後57日目～就学前   |
|          | ⑨   | ニチキッズ洛西口保育園 | 寺戸町七ノ坪139番地<br>ヘアティ洛西口2F   | 935-7035 | 17  | 生後57日目～2歳児まで |
|          | ⑩   | チェリーズハグ東向日園 | 寺戸町飛龍11番地の10               | 921-5488 | 18  | 生後57日目～2歳児まで |
|          | ⑪   | こよりほいくえん東向日 | 寺戸町初田12番地の11               | 925-3388 | 12  | 生後57日目～2歳児まで |
|          | ⑫   | 向日町ひまわり保育園  | 寺戸町瓜生22番地の12               | 921-5151 | 12  | 生後57日目～2歳児まで |
| 認定こども園   | ⑬   | あひるが丘びびよ保育園 | 寺戸町七ノ坪103番地<br>ヴェリテ洛西口駅前1F | 754-7658 | 12  | 生後57日目～2歳児まで |
|          | ⑭   | あひるが丘こども園   | 物集女町北ノ口65番地の2              | 921-0005 | 125 | 生後57日目～就学前   |
|          | ⑮   | もずめこども園     | 物集女町南条65番地                 | 925-3838 | 150 | 生後57日目～就学前   |

※施設の見学については、直接園にお問い合わせください。

## 各保育所等一覧表（令和5年8月現在）

※今後変更になる可能性があります。また、その他必要になる費用は園によって異なりますので、直接お問い合わせください。

| 保育所名           |                         | 公立保育所                             | さくらキッズ保<br>育園                     | アスク向日保<br>育園   | レイモンド向日<br>保育園                     | 華月つばさ保<br>育園              | かおりのはなほ<br>いくえん                                 |
|----------------|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|------------------------------------|---------------------------|---|
| 保育時間           | 短時間                     | 8:00～16:00                        | 8:00～16:00                        | 8:00～16:00   | 8:00～16:00                         | 8:00～16:00                | 8:00～16:00                                      |
|                | 標準時間                    | 7:00～18:00                        | 7:00～18:00                        | 7:00～18:00   | 7:00～18:00                         | 7:00～18:00                | 7:00～18:00                                      |
| 主食の提<br>供(幼児)  | 有無                      | 無(持参)                             |                                   | 有  | 有                                  | 有                         | 有   |
|                | 月額                      | —                                 |                                   | 2,000円   | 1,500円                             | 1,400円                    | 1,500円  |
| 副食費<br>(幼児)    | 月額                      | 4,500円                            |                                   | 5,000円   | 4,500円                             | 4,500円                    | 4,500円  |
| アレルギー<br>対応    | 除去又は<br>代替              | 離乳食:代替<br>それ以上の子ど<br>も:除去         | 代替                                | 代替   | 代替                                 | 除去                        | 代替  |
| お弁当持参時期        |                         | お盆3日間<br>園外保育日<br>年末保育<br>(12/29) | お盆3日間<br>園外保育日<br>年末保育<br>(12/29) | 遠足   | お盆<br>遠足<br>年始                     | 遠足                        | 遠足<br>お盆(3日程<br>度)<br>年末年始                      |
| おむつ            | 紙又は布                    | どちらでも良い                           | どちらでも良い                           | 紙  | 紙                                  | 紙                         | 紙   |
|                | 方法                      | 持参                                | 持参                                | 持参   | 園で用意<br>(月2,508円)                  | 持参                        | 持参※50円<br>(1枚)で販売可                              |
|                | 処分方法                    | 園で処分                              | 園で処分                              | 園で処分   | 園で処分                               | 園で処分                      | 園で処分  |
|                | 処分費                     | 年2,400円<br>(0～1歳児のみ)              | 0円                                | 0円   | 0円                                 | 300円                      | 0円  |
| 布団又は<br>ベッド    | レンタル<br>又は持参            | 持参                                | どちらでも良い                           | ベッド:園備品<br>シーツカバー:持<br>参                                     | ベッド:園備品<br>タオルケット・<br>シーツカバー持<br>参 | レンタル                      | レンタル<br>ブランケットな<br>ど持参可                         |
| レンタル月額         |                         | —                                 | 1,600円                            | 0円   | 0円                                 | 1,290円                    | 1,500円  |
| 保護者会の有無        |                         | 有                                 | 無                                 | 無  | 無                                  | 無                         | 無   |
| 駐車場台数          |                         | 1保:9台<br>5保:7台<br>6保:0台           | 3台                                | 6台   | 14台                                | 6台                        | 10台   |
| 延長保<br>育料<br>金 | 18:00～<br>19:00<br>(1回) | 200円                              | 200円                              | 300円   | 250円                               | 200円<br>(30分につき)          | 200円  |
|                | 18:00～<br>19:00<br>(月額) | 2,500円                            | 2,500円                            | 3,000円   | 3,000円                             | 2,500円                    | 2,500円  |
|                | 18:00～<br>20:00         | —                                 | —                                 | —  | —                                  | —                         | 1,200円(1回)<br>7,500円(月額)                        |
| その他            |                         | 第1保育所:一時<br>保育                    | —                                 | レゴスクール<br>(3歳児以上)<br>月額2,500円<br>主食費に口座振<br>替手数料300<br>円を含む。 | 一時保育<br>休日保育                       | 3歳児以上<br>制服有<br>35,000円前後 | 知育・体育あそ<br>び(月1回)<br>2歳児:250円<br>3～5歳児:85<br>0円 |



|                          |  |                          |                    |                        |  |   |
|--------------------------|--|--------------------------|--------------------|------------------------|--|---|
| ニチキッズ洛西口保育園              | チェリーズハグ東向日園                                  | こよりほいくえん東向日              | 向日町ひまわり保育園         | あひるが丘びよびよ保育園           | あひるが丘こども園                                      | もずめこども園                                 |
| 9:00~17:00               | 8:00~16:00                                   | 8:00~16:00               | 8:00~16:00         | 8:00~16:00             | 8:00~16:00                                     | 8:00~16:00                              |
| 7:00~18:00               | 7:00~18:00                                   | 7:00~18:00               | 7:00~18:00         | 7:00~18:00             | 7:00~18:00                                     | 7:00~18:00                              |
|                          |  |                          |                    |                        | 有  | 有                                       |
|                          |  |                          |                    |                        | 1,200円   | 1,500円                                  |
|                          |  |                          |                    |                        | 4,500円   | 4,500円                                  |
| 除去                       | 卵:除去<br>その他:代替                               | 除去                       | 除去                 | 代替                     | 代替   | 代替                                      |
| なし                       | 夏季・年末年始に各3日間程度                               | 遠足                       | 夏季・その他(特別保育等)各3日程度 | 遠足<br>運動会<br>その他       | 遠足<br>運動会<br>その他                               | お盆3日間<br>遠足                             |
| 紙                        | 紙  | 紙                        | 紙                  | どちらでも良い                | どちらでも良い  | 紙                                       |
| 持参                       | 持参   | 持参                       | 持参                 | 持参                     | 持参   | 園で用意<br>(月2,508円)                       |
| 園で処分                     | 園で処分   | 園で処分                     | 園で処分               | どちらでも良い                | どちらでも良い  | 園で処分                                    |
| 0円                       | 0円   | 0円                       | 0円                 | 500円                   | 500円   | 教材費(500円/1か月)を含む                        |
| コット:レンタル<br>タオルケット・毛布:持参 | 持参(マットのみ<br>入園時購入し、預かり)                      | コット:レンタル<br>シーツ・タオルケット持参 | どちらでも良い            | コット:園備品<br>タオルケット・毛布持参 | どちらでも良い  | コット:レンタル<br>シーツ・タオルケット持参                |
| 0円                       | 0円   | 200円                     | 1,600円             | 0円                     | 1,728円<br>(業者と直接契約)                            | 教材費(500円/1か月)を含む                        |
| 無                        | 無  | 無                        | 無                  | 無                      | 有  | 無                                       |
| 1台                       | 1台   | 2台                       | 2台                 | 0台                     | 11台  | 18台                                     |
| 200円                     | 18:01~18:30<br>500円<br>18:01~19:00<br>1,000円 | 200円                     | 100円<br>(20分につき)   | 400円<br>(30分につき)       | 3・4・5歳児<br>200円<br>0・1・2歳児<br>400円<br>(30分につき) | 250円<br>(30分につき)                        |
| 2,500円                   | 応相談  | 2,500円                   | 3,000円             | 2,500円                 | 2,500円   | 2,500円                                  |
| —                        | —  | —                        | —                  | —                      | —  | —                                       |
| —                        | —  | —                        | —                  | —                      | 一時保育<br>病後児保育<br>子育て支援事業                       | 一時保育<br>子育て支援事業<br>課外教室(英語教室・体育教室・学研教室) |

**向日市保育施設利用調整基準**  
(令和5年4月入所以降の利用申込分に適用)

保育所、認定こども園（保育認定）及び小規模保育施設の利用調整は、本基準に基づき行います。  
**【小規模保育施設及びさくらキッズ保育園の卒園児について】**  
 調整指数表の項番14とあわせ、指数順に希望施設への転園を決定します。  
**【転園希望について】**  
 希望する園のいずれにも入所承諾できない場合は、在園中の保育施設に入所継続となります。

1 基本指数表

| No. | 区分   | 事由<br>(保育の必要性)                     | 保護者（父・母、またはその他の保護者）が保育できない状況  | 基本指数                 |    |    |
|-----|--|------------------------------------|---|----------------------|----|----|
|     |  |                                    |   | 父                    | 母  |    |
| 1   | ①就労<br>個人事業主(自営業)<br>農業<br>内職等<br>を含む<br>(※1～※2) | 居宅外就労<br>(主に法人が営<br>む事業に従事<br>する者) | 週40時間以上、就労している  | 40                   | 40 |    |
| 2   |  |                                    | 週35時間以上40時間未満、就労している  | 35                   | 35 |    |
| 3   |  |                                    | 週30時間以上35時間未満、就労している  | 30                   | 30 |    |
| 4   |  |                                    | 週25時間以上30時間未満、就労している  | 25                   | 25 |    |
| 5   |  |                                    | 週20時間以上25時間未満、就労している  | 20                   | 20 |    |
| 6   |  |                                    | 月64時間以上、就労している（上記以外）  | 15                   | 15 |    |
| 7   |  |                                    | 居宅内就労等<br>(上記区分以外<br>で就労(主に個<br>人事業主))                                  | 週40時間以上、就労している       | 36 | 36 |
| 8   |  |                                    |   | 週35時間以上40時間未満、就労している | 31 | 31 |
| 9   |  |                                    |   | 週30時間以上35時間未満、就労している | 26 | 26 |
| 10  |  |                                    |   | 週25時間以上30時間未満、就労している | 21 | 21 |
| 11  |  |                                    |   | 週20時間以上25時間未満、就労している | 16 | 16 |
| 12  |  |                                    |   | 月64時間以上、就労している（上記以外） | 11 | 11 |
| 13  |  |                                    | 内職  | 内職従事者である             | 10 | 10 |
| 14  | ②妊娠・出産   | 産前・産後                              | 出産予定日前8週間（多胎児の場合は14週以内）、出産後8週間の期間で保育を必要とする（※3）                          | -                    | 30 |    |
| 15  | ③疾病・障がい  | 疾病など                               | 疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以上の入院又は入院に相当する治療を要し、児童を保育できないもの（常時臥床）         | 40                   | 40 |    |
| 16  |  |                                    | 疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの | 27                   | 27 |    |
| 17  |  |                                    | 疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以内の加療を要すると診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの      | 15                   | 15 |    |
| 18  |  | 障がい<br>(※4)                        | 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている                                | 40                   | 40 |    |
| 19  |  |                                    | 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている                                  | 30                   | 30 |    |
| 20  |  |                                    | 身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている                                      | 20                   | 20 |    |
| 21  | ④介護  | 介護・看護等                             | 同居の常時臥床者、重度心身障がい者（児）の看護・介護や、入院の付添いをしている                                 | 35                   | 35 |    |
| 22  |  |                                    | 同居の障がい者（児）の介護・通院・通所・通学の付添いをしている   | 25                   | 25 |    |
| 23  |  |                                    | 同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっている   | 15                   | 15 |    |
| 24  | ⑤災害復旧  | 災害                                 | 震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている   | 50                   | 50 |    |
| 25  | ⑥求職活動  | 求職                                 | 求職活動中（起業準備中を含む）である（原則3か月以内）   | 8                    | 8  |    |
| 26  | ⑦就学  | 就学                                 | 学校教育法に定められた学校又は職業訓練施設に通所している  | 28                   | 28 |    |
| 27  |  |                                    | 上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上通所している  | 18                   | 18 |    |
| 28  | その他  |                                    | 児童福祉の観点から保育の必要性を市長が特に認める場合（DV・虐待等を含む）                                   | (※5)                 |    |    |

注…複数の事由に該当する場合は、点数が高い方を採用します。

(※1) 就労時間には休憩時間を含みます（居宅外、居宅内就労等共通）。変則勤務等の場合、月間就労時間÷4週で計算を行います。

(※2) 本基準における個人事業主とは、法人を設立せずに自ら行っている事業をいいます。個人事業主については、開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類の提出がある場合、調整指数表の項番3と合わせて判定します。

(※3) 入所希望月において産前・産後8週間に該当する場合には、他の要件の有無に関わらず、「②妊娠・出産」となります。ただし、さくらキッズ保育園・小規模保育施設の卒園時に市内認可施設への通園を希望する場合で、「②妊娠・出産」以後、継続して就労(育児休業含む)する時は、就労証明書の提出があれば就労区分での指数で調整を行います。

(※4) 障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含みます（手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定します）。

(※5) 当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断します。

2 調整指数表

| 項番 | 項目   | 具体的内容  | 備考  | 調整指数 |    |     |
|----|--|--|---|------|----|-----|
|    |  |  |   | 父    | 母  | 世帯  |
| 1  | 保護者の就労状況等                                  | 就労の証明内容に対して、勤務実績及び収入実績(最低賃金を基に算定)に整合性がない場合   |   | -3   | -3 |     |
| 2  |  | 就労見込みの者・就労不定者(就労開始日が申請受付締切日の翌日以降)である場合   | 項番4～6が適用されている場合、対象外とする。   | -5   | -5 |     |
| 3  |  | 個人事業主で開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類の提出がある場合(※2)   |   | 4    | 4  |     |
| 4  |  | 保育士・保育教諭・看護師として、向日市内の保育施設で勤務中(予定を含む。)の場合   | 項番5との重複不可<br>項番2の対象外  |      |    | 10  |
| 5  |  | 保育士・保育教諭・看護師として、向日市外の保育施設で勤務中(予定を含む。)の場合   | 項番4との重複不可<br>項番2の対象外  |      |    | 3   |
| 6  |  | 市内の保育施設で保育士・保育教諭・看護師以外として勤務中(予定を含む。)の場合  | 項番2の対象外   |      |    | 5   |
| 7  |  | 育児休業法に基づく育児休業又は産後休暇から同一の事業所に復職する場合   |   |      |    | 2   |
| 8  | 保育の代替手段                                    | 申込日時時点で基本指数表の事由により、有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園を月極めで利用している場合。又は、転入前市町村において基本指数表の事由により保育施設に入所していたが、転出により退所し、転入に伴い入所申請をした場合 |   |      |    | 3   |
| 9  | 申込児童の状況                                    | 申込児童が多胎児(双子)である場合  | 項番10との重複不可  |      |    | 1   |
| 10 |  | 申込児童が多胎児(三つ子)である場合   | 項番9との重複不可   |      |    | 3   |
| 11 |  | 既に兄弟姉妹が利用中の保育施設と同じ施設を第1希望とする場合(入所可能月齢によってやむを得ず別施設になる場合も含む)   | 申請時に兄弟姉妹が利用中であるが、令和6年4月1日時点において保育施設に在籍していない場合(卒園等)は対象外<br>項番12と重複不可<br>項番20の対象外 |      |    | 6   |
| 12 |  | 兄弟姉妹が同時に申込みをし、かつ、同じ保育施設を第1希望とする場合  | 項番11と重複不可   |      |    | 4   |
| 13 |  | 前年度の年度当初選考で入所保留となっている場合  |   |      |    | 1   |
| 14 |  | さくらキッズ保育園・小規模保育施設の卒園時に市内認可施設への通園を希望する場合  | 卒園時以外は対象外   |      |    | 12  |
| 15 |  | 入所児童自身に医療的ケアを必要とする場合(※6)   | 項番16、17、18と重複不可   |      |    | 4   |
| 16 |  | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれか又は複数の交付がある場合(※7)   | 項番15、17、18と重複不可   |      |    | 3   |
| 17 |  | 各障害者手帳3級以下、療育手帳B相当の交付がある場合(※7)   | 項番15、16、18と重複不可   |      |    | 2   |
| 18 |  | 入所判定日時時点で各種障害者手帳及び療育手帳の交付は受けていないが、障害福祉サービスの利用または、療育施設へ通所している場合(※7)   | 項番15、16、17と重複不可   |      |    | 1   |
| 19 |  | 当該年度中に入所案内(内定)を辞退している場合  |   |      |    | -5  |
| 20 | 年度途中で市内の保育所(園)、認定こども園又は小規模保育施設からの転園希望である場合 | 項番11に該当する場合は対象外  |   |      | -3 |     |
| 21 | 世帯の状況                                      | ひとり親(母子家庭・父子家庭)の場合(別居かつ離婚調停中の場合を含む)(※8)  | 項番22と重複不可   |      |    | 50  |
| 22 |  | 生活保護受給世帯で就労している、又は、就労が見込まれる(就労証明書等の提出がある)場合  | 項番21と重複不可   |      |    | 20  |
| 23 |  | 倒産・会社都合等、本人の意思に関わらず失業し、職業安定所を通じて求職している場合(※9)   | 要保育事由が「⑥求職」の場合のみ調整  | 14   | 14 |     |
| 24 |  | 小学生以下の子どもが3人以上いる場合   | 項番25と重複不可   |      |    | 1   |
| 25 |  | 小学校入学前児童が3人以上いる場合  | 項番24と重複不可   |      |    | 2   |
| 26 |  | 保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している場合(単身赴任等)  |   |      |    | 3   |
| 27 |  | 保護者のいずれかが週30時間以上、就労している場合  | 要保育事由が「①就労」の場合を除く<br>項番28と重複不可  | 2    | 2  |     |
| 28 |  | 保護者のいずれかが週30時間未満、就労している場合  | 要保育事由が「①就労」の場合を除く<br>項番27と重複不可  | 1    | 1  |     |
| 29 |  | 次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる場合(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)(※10)                         | 要保育事由が「④介護」の場合を除く<br>項番30と重複不可  |      |    | 1   |
| 30 |  | 次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる場合(要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)(※10)                         | 要保育事由が「④介護」の場合を除く<br>項番29と重複不可  |      |    | 2   |
| 31 |  | 次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)が複数いる場合(要支援1・2、要介護1～5、身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級)                               | 要保育事由が「④介護」の場合を除く   |      |    | 2   |
| 32 | 保護者の心身の状況                                  | 保護者のいずれかが次のいずれかに該当する場合(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)(※11)                                     | 要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く   | 2    | 2  |     |
| 33 |  | 保護者のいずれかが次のいずれかに該当する場合(要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)(※11)                                     | 要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く   | 4    | 4  |     |
| 34 |  | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている場合  | 要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く   | 2    | 2  |     |
| 35 | 親族の介護の状況                                   | 介護等を必要とする親族が、平日に週3日以上通所系サービスを定期利用している  | 要保育事由が「④介護」の場合のみ調整  |      |    | -2  |
| 36 |  | 介護等を必要とする親族が、月に7日以上短期入所系サービスを定期利用している  | 要保育事由が「④介護」の場合のみ調整  |      |    | -2  |
| 37 | その他  | 保育料を2か月以上滞納している場合(卒園児・過去のものも含む)  |   |      |    | -20 |
| 38 |  | 両親(里親・特別養子縁組は両親とみなす。)ともに死亡、離別及び行方不明等により不存在で別の者が養育を行っている場合  |   |      |    | 50  |

(※6) 同意書(指定様式) および専門機関等の意見書(指定様式)の提出があり、施設での医療的ケアにより保育が可能であると判断された場合に適用する。ただし、他の児童より合計指数が高い場合であっても施設の入受体制により保育が開始できない場合があります。

(※7) 基本指数の合計が80点(居宅内就労等(主に個人事業主)の場合については、基本指数及び項番3の合計)に満たない場合のみ適用する

(※8) 離婚調停中であることが分かる書類の提出がある場合

(※9) 離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ、求職活動を証明できる公的な書類がある場合に適用します。(自己都合による退職に伴う失業は含まれません。)

(※10) 項番29、30の複数に該当する場合は、高い方の指数を適用し、重複して加点は行いません。

(※11) 項番32、33のいずれにも該当する場合は、高い方の指数を適用し、重複して加点は行いません。

3 同一点数の場合の順位表（上位より決定）

| No. | 調整内容  |
|-----|---|
| 1   | 保護者が市内特定教育・保育施設、地域型保育事業で保育士・保育教諭・看護師として就労中又はその予定である世帯                       |
| 2   | ひとり親  |
| 3   | さくらキッズ保育園・小規模保育施設の卒園時に市内認可施設への通園を希望する                                       |
| 4   | 基本指数の高い世帯(居宅内就労等については、調整指数項番3を含む)   |
| 5   | 区分間の優先順位 (⑤災害復旧、①就労(【居宅外】→【居宅内就労等】)、③疾病・障がい、④介護、②妊娠・出産、⑦就学、⑥求職活動の順)         |
| 6   | 養育している就学前児童の人数が多い世帯   |
| 7   | 養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯   |
| 8   | 通勤時間を含む保護者の不在時間(保育できない時間)がより長い場合 ※(保護者の内)左記時間の少ない方で比較                       |
| 9   | 祖父母又は20才以上のおじ、おば、兄弟姉妹(介護・看護の対象でないもの)と同居していないこと                              |
| 10  | 当該年度中に入所案内(内定)を辞退していない  |
| 11  | 希望園が多い(※必ず第一希望の園に入所できるとは限らないこと、入所案内を辞退した場合は減点となりますので、入所の意思がある園だけを記入してください。) |
| 12  | 世帯の市町村住民税額(4月～8月入所は前年度市町村住民税、9月～翌年3月入所は当年度市町村住民税)の低い世帯                      |

4 必要書類

- (1) 基本指数表における必要書類…申請書等に記載された必要書類  
 (2) 調整指数表における必要書類…下表参照

| 項番    | 項目            | 必要書類   |
|-------|---------------|--|
| 3     | 保護者の<br>就労状況等 | 開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類   |
| 4・5   |               | 保育士証の写し・幼稚園教諭免許・看護師免許の写し   |
| 8     | 保育の<br>代替手段   | 有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園を月極めで利用していることがわかる書類の写し、転入前市町村において保育施設に入所していたことがわかる書類の写し(例:利用料領収書3か月分)   |
| 15    | 申込児童の状況       | 同意書(指定様式) および専門機関等の意見書(指定様式)   |
| 16・17 |               | 申込児童の手帳等の写し(氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所)   |
| 18    |               | 障害児通所受給者証等障害福祉サービスの利用及び療育施設へ通所していることがわかるものの写し  |
| 21    | 世帯の状況         | 戸籍謄本(子育て支援課へ提出済(児童扶養手当の手続き等)の場合は、別紙同意書の提出により省略可能)  |
| 26    |               | 保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している(単身赴任等)場合、就労証明書の就労者に関する事項欄に事業所からの証明を受けている場合は不要。事業所からの証明を受けていない場合は、単身赴任等における居住実態がわかる書類(居住先の賃貸借契約書、不動産売買契約書) |
| 27・28 |               | 就労していることがわかる就労証明書(市様式3)  |
| 29～31 |               | 該当する世帯員の手帳等の写し(氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所)  |
| 32～34 | 保護者の<br>心身の状況 | 該当する保護者の手帳等の写し(氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所)  |
| 35・36 | 親族の<br>介護の状況  | 介護等を必要とする親族の該当する手帳等の写し及び、平日に週3日以上通所系サービスを定期利用していることが分かるケアプラン等の写し又は月に7日以上短期入所系サービスを定期利用していることが分かるケアプラン等の写し                            |

お問い合わせ先 向日市 市民サービス部 子育て支援課 保育係  
 〒617-8772 向日市寺戸町小畑5番地1  
 TEL 075-874-2659 (直通)